

紛争解決支援センター 「弁護士会ADR」

1 ADRとは

ADRとは、裁判外紛争解決手続の略称で、訴訟以外の紛争解決手段のことを指します。



2 弁護士会ADRの特徴

弁護士会ADRは、経験が豊富な弁護士があっせん人となり、中立的な立場から、皆様のお話をお伺いし、法律とトラブルの実情に即して、問題点の整理と話し合いを試みることにより、トラブルの解決をお手伝いするための制度です。

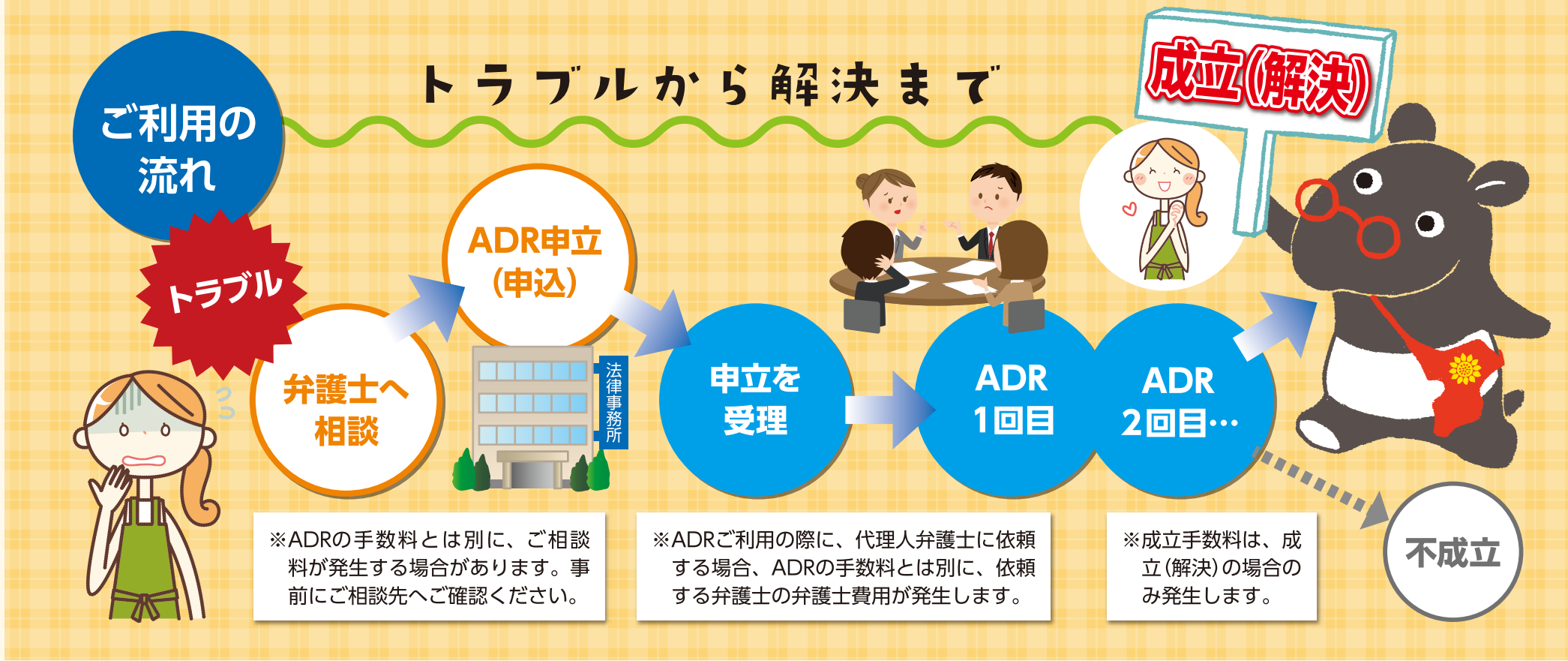
また、スケジュールや開催場所について柔軟に対応することで、早期のトラブル解決を目指しています。医療や建築といった専門的なトラブルについては、医師や建築士などの専門家の意見を聞くことができますので、分野を問わず、法律とトラブルの実情に即した解決を目指すことが可能です。

皆様が抱えるトラブルを解決するための一手段として、積極的にご利用いただけますと幸いです。

手数料の金額

一般ADRの場合		医療ADRの場合	
①申立手数料 ●原則11,000円(税込)		①申立手数料 ●原則22,000円(税込) ※医療機関側が申し立てる場合は44,000円(税込)	
②期日手数料 ●1回あたり原則5,500円(税込)		②期日手数料 ●1回あたり原則11,000円(税込)	
③成立手数料 ●原則下表の金額を申立人と相手方で折半		③成立手数料 ●原則下表の金額を申立人と相手方で折半	
解決した際の金額	成立手数料(税込)	解決した際の金額	成立手数料(税込)
100万円以下の場合	8.8% (最低22,000円)	300万円までの場合	8.8% (最低額110,000円)
100万円を超え300万円以下の場合	33,000円 +5.5%	300万円を超え1500万円以下の場合	264,000円+ (紛争の価額-300万円) ×3.3%
300万円を超え3000万円以下の場合	165,000円 +1.1%	1500万円を超え3000万円以下の場合	660,000円+ (紛争の価額-1500万円) ×2.2%
3000万円を超える場合	330,000円 +0.55%	3000万円を超え5000万円以下の場合	990,000円+ (紛争の価額-3000万円) ×1.1%
		5000万円を超え1億円以下の場合	1,210,000円+ (紛争の価額-5000万円) ×0.77%
		1億円を超える場合	1,595,000円+ (紛争の価額-1億円) ×0.55%

※手数料については2021年4月1日時点のものです。詳しくはパンフレット裏面記載のお問い合わせ先までご連絡いただきますようお願い致します。



Q & A

Q1 どんなときに利用できるの？

●身の回りのトラブルに関するものであれば、基本的に何でもご利用できます。

- 金銭トラブル
- 建築、不動産(売買・賃貸借など)
- 家族間のトラブル
- 消費者被害
- 職場におけるトラブル
- 医療事故
- 犯罪被害の弁償
- 学校におけるトラブル
- ご近所トラブル
- など分野を問いません。

●あっせん人として弁護士が関与するため、法律専門家の意見を聞きながら話し合いを進めることができます(ただし、あっせん人は一方の当事者の代理人ではなく、中立的な立場です)。

Q2 ADRの申込みはどのように申し込むの？

- ADRを申し込むには、先に弁護士の法律相談を受ける必要があります。
- 詳しくは弁護士会にお電話をいただくか、相談時に弁護士にご相談ください。

Q3 ADRはどのようにして実施されるの？

- 日程を調整したうえで、1回目を実施します。場所は、弁護士会やその支部の会館等で行います。建築紛争等、現場を確認しながら話し合うことが有効な場合は、現場でADRを実施することもあります。
- 当日は、双方のお話をお伺いし、対立点やご希望を確認したうえで、解決の方向性を探っていきます。1回目で合意に至らなかった場合は、引き続き2回目以降も実施します。
- 合意ができた場合は、合意した内容を書面にしてお渡します。合意ができなかった場合は、不成立となり手続は終了します。

Q4 費用はどれくらいかかるの？

●左下記載のとおり手続費用はかかりますが、裁判所の手続とは異なり、柔軟に、できるだけ早く解決することを目指す手続です。

Q5 解決までの期間はどれくらいかかるの？

●3回以内の期日で申立受理日から3か月以内に審理が完了することを目指します。

Q6 相手が来なかった場合はどうなるの？

●あくまでも話し合いであるため、不成立(合意ならず)として終了することになります。

Q7 訴訟や調停との違いは？

- 訴訟との違いは、話し合いによる解決を目的とした手続という点です。
- 調停との違いは、あっせん人として必ず弁護士が関与する点です。